

広島県広島東警察署の移転に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年 8 月16日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第9号

広島県広島東警察署の移転に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表広島県広島中央警察署協議会の項中「13人」を「14人」に改め、同表広島県広島東警察署協議会の項中「13人」を「10人」に改め、同表広島県広島南警察署協議会の項中「11人」を「13人」に改め、同表広島県呉警察署協議会の項中「11人」を「15人」に改め、同表広島県尾道警察署協議会の項中「11人」を「15人」に改める。

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)

第2条 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県広島中央警察署の款に次のように加える。

宝町交番	広島市中区 宝町	広島市中区のうち 富士見町、宝町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町
------	-------------	--

別表2交番の部広島県広島東警察署の款宝町交番の項、愛宕町交番の項、広島駅交番の項、荒神交番の項及び比治山交番の項を削り、同部広島県広島南警察署の款宇品御幸交番の項の前に次のように加える。

広島駅交番	広島市南区 松原町	広島市南区のうち 大須賀町、松原町、猿猴橋町、京橋町
荒神交番	広島市南区 西蟹屋三丁目	広島市南区のうち 荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋一丁目～四丁目、南蟹屋一丁目・二丁目、東駅町、大洲一丁目～五丁目、的場町一丁目・二丁目
比治山交番	広島市南区 比治山本町	広島市南区のうち 金屋町、稲荷町、松川町、比治山町、

	比治山本町（4番以北）、比治山公園
--	-------------------

別表4 警察署の直轄する所管区の部広島県佐伯警察署の項の前に次のように加える。

広島県広島東警察署	広島市東区のうち 二葉の里一丁目～三丁目、上大須賀町、光が丘、山根町、光町一丁目・二丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町、尾長西一丁目・二丁目、尾長町、尾長東一丁目～三丁目、東山町、曙町一丁目～五丁目、矢賀町
-----------	--

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 <table border="1"><tr><td>510</td></tr><tr><td>1,007</td></tr></table> 」	510	1,007	を	「 <table border="1"><tr><td>511</td></tr><tr><td>1,006</td></tr></table> 」	511	1,006	に、	「 <table border="1"><tr><td>355</td><td>1,590</td></tr><tr><td>1,261</td><td>3,599</td></tr></table> 」	355	1,590	1,261	3,599	を
510														
1,007														
511														
1,006														
355	1,590													
1,261	3,599													
	「 <table border="1"><tr><td>351</td><td>1,587</td></tr><tr><td>1,265</td><td>3,602</td></tr></table> 」	351	1,587	1,265	3,602	に、	「 <table border="1"><tr><td>1,929</td></tr><tr><td>3,780</td></tr></table> 」	1,929	3,780	を	「 <table border="1"><tr><td>1,926</td></tr><tr><td>3,783</td></tr></table> 」	1,926	3,783	に改める。
351	1,587													
1,265	3,602													
1,929														
3,780														
1,926														
3,783														

附 則

この公安委員会規則は、平成30年9月1日から施行する。